

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2023年4月1日改定）**

掲載日 2023年1月27日

■投資信託総合取引規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>7 印章</p> <p>この取引に使用する印章は、決済口座として指定した通常貯金の届出の印章に限ります。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>7 印章等</p> <p><u>(1)</u> この取引に使用する印章は、決済口座として指定した通常貯金の届出の印章に限ります。</p> <p><u>(2) 前項の通常貯金についてキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。ただし、キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項のカードを除きます。以下同じとします。）を利用している場合、当行所定の取扱い（この規定に定める取扱いに限りません。）をすときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、取引営業所等に当該通常貯金に係るキャッシュカード又は通帳を提出し、取引営業所等に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に当該通常貯金について届出があった暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を入力してすることができます。</u></p>
<p>9 この取引の解約等</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はこの取引を停止し又はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この取引の停止又は解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>①~⑧ (略)</p> <p>(4)~(5) (略)</p>	<p>9 この取引の解約等</p> <p>(1)~(2) (同左)</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はこの取引を停止し又はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この取引の停止又は解約により生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p> <p>①~⑧ (同左)</p> <p>(4)~(5) (同左)</p>
<p>18 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①~④ (略)</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>⑤</u> 電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。</p>	<p>18 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①~④ (同左)</p> <p><u>⑤ 第7条第2項の場合において、端末機に入力された暗証と決済口座である通常貯金について届出があった暗証との一致を確認して当行所定の取扱いをしたうえで、キャッシュカード、通帳又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があったとき。</u></p> <p><u>⑥ 第7条第2項の場合において、端末機に入力された暗証と決済口座である通常貯金について届出があった暗証との不一致を確認して解約その他この規定及びこの規定の適用があるその他の規定上の取扱いをしなかったとき。</u></p> <p><u>⑦</u> 電信の誤謬、遅滞等当行等の責によらない事由により、取扱いが遅延、失効又は不能となったとき。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022</u>年4月1日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改定規定は、<u>2023</u>年4月1日から実施します。</p>

以 上